

福祉保健施設等被害情報報告要領

鳥取県福祉保健部福祉保健課

1 報告対象

以下の災害等による被害に関する情報を報告の対象とする。

区分	内容
災害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象又は大規模事故（原子力災害、危険物事故、長時間の停電など）であって、施設及び利用者等への被害が発生又は避難等の災害時応急措置を行ったもの
火災	施設に被害が生じた火災及び災害により発生した火災
事故	災害以外の事故であって、施設及び利用者等への被害が発生したもの
武力攻撃災害	武力攻撃、テロ等

2 被害情報報告の方法（別紙「福祉保健施設等被害情報連絡体制」を参照）

(1) 施設

ア 災害等の発生により施設に被害等が生じたとき、社会福祉施設、保健衛生施設及び関係行政施設は、施設の被害状況を取りまとめ、次の区分に従って県の各機関に速やかに被害情報を報告すること。

なお、各施設は、避難、救急など緊急の対応を要する場合、速やかに消防局、市町村（防災担当課）、病院、警察などの防災関係機関に連絡し、対応を求め、また、自ら災害対応した後、被害情報の報告を行うこと。

	施設の区分	報告先
1	市町村立施設	市町村
2	保育所（届出保育施設等を含む）	
3	県立施設（指定管理施設を含む）	県施設担当課
4	社会福祉法人立施設	法人本部
5	法人本部が遠隔地にある社会福祉法人立施設	施設の所在地を管轄する総合事務所福祉保健局、東部福祉保健事務所（以下「福祉保健局等」という。） ただし、福祉保健局等未配備時は県防災当直
6	医療機関	
7	1～6以外の施設	

イ アにより報告を受けた市町村及び法人本部は、これを集約し、所在地を管轄する福祉保健局等に速やかに報告すること。なお、福祉保健局等が配備していない場合、県防災当直に連絡すること。

ウ 被害情報の報告に当たっては、別紙様式1又は別紙様式2に記載の上、ファクシミリ又は電子メールにより報告するものとするが、緊急の場合又は別の様式を定めている場合にあつては、口答又は別の様式により報告を行っても差し支えない。

(2) 県

ア (1)のア及びイにより報告を受けた福祉保健局等は、県施設担当課（対象となる施設の数が増える場合、県福祉保健課）に速やかに報告すること。

なお、福祉保健局等は、避難、救急など緊急の対応を要する場合、消防局、市町村（防災担当課）、病院、警察などの防災関係機関に速やかに連絡し、対応を求めること。

イ (1)のア及びイにより施設から連絡を受けた県防災当直は、県福祉保健課（福祉保健部防災連絡責任者）に連絡し、連絡を受けた県福祉保健課は、県施設担当課及び福祉保健局等に速やかに連絡すること。

なお、県福祉保健課は、避難、救急など緊急の対応を要する場合、消防局、市町村（防災担当課）、病院、警察などの防災関係機関に速やかに連絡し、対応を求めること。

ウ (1)のア並びに(2)のア及びイにより報告を受けた県施設担当課又は県福祉保健課は、速やかに県福祉保健部長に被害情報を報告すること。

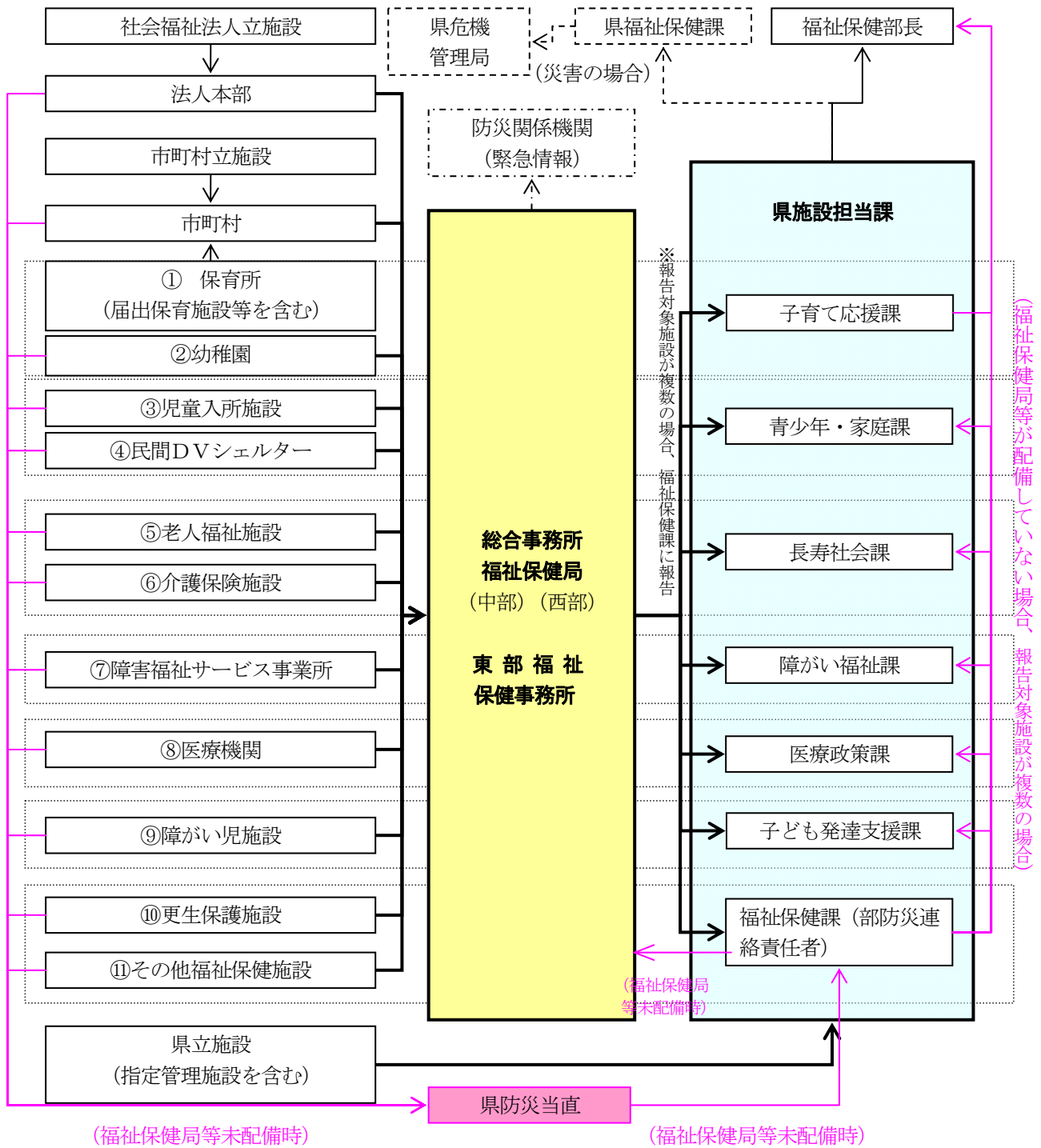
なお、災害時においては、県施設担当課は県福祉保健課に被害情報を報告し、県福祉保健課は被害情報を集約し県危機管理局に報告すること。

3 報告項目

各報告者は、別紙様式1又は2により次の事項を報告すること。

項目	記載項目		基準等			
施設の概要	施設の種類		概ね以下の区分に従って記載すること。 ①保育所（届出保育施設等を含む） ②幼稚園 ③児童入所施設 ④民間DVシェルター ⑤老人福祉施設 ⑥介護保険施設 ⑦障害福祉サービス事業所 ⑧医療機関 ⑨障がい児施設 ⑩更生保護施設 ⑪その他福祉保健施設			
	設置者		施設を設置した又は管理する法人			
	施設名		施設の名称			
	施設所在地		施設の所在地			
被害状況	災害等の種類		概ね以下の区分に従って記載すること。 風水害、地震、火災、事故、その他（具体的に記載）			
	発生年月日		被害の原因となる事象が発生した年月日			
	人的被害	死者	人数	・災害等が原因で死亡し、死体を確認したもの ・死体は確認できないが、死亡したことが確実な者		
		行方不明	人数	災害等が原因で所在不明となり、死亡の疑いのある者		
		重傷者	人数	医師の治療を要し、1か月以上の治療を要する見込みのもの（骨折等）		
		軽傷者	人数	医師の治療を要し、1か月未満で治療できる見込みのもの（打撲（重度なものは除く）等）		
	建物被害	全壊、全焼	棟数、被害額	基本的機能を喪失	住家全部が倒壊・消失・流失・埋没 補修により元通りに再使用することが困難 ・延べ床面積70%以上の損壊 ・住家の主要な構成要素の損壊がもたらす経済的損害の割合が50%以上	
		半壊、半焼	棟数、被害額	基本的機能の一部を喪失	損壊が甚だしいが補修すれば元通りに再使用可能 ・延べ床面積20%以上70%未満の損壊 ・住家の主要な構成要素の損壊がもたらす経済的損害の割合が20%以上50%未満	
		一部損壊	棟数、被害額	全半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの（ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く）		
		床上浸水	棟数、被害額	床より上に浸水（土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものを含む）		
		床下浸水	棟数、被害額	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの		
		土地被害	流失	面積、被害額	敷地内の土の流失のため、敷地の使用が不能になったもの	
			埋没	面積、被害額	砂利等のたい積のため、敷地の使用が不能になったもの	
	崩壊		面積、被害額	敷地又は法面崩壊のため、敷地の使用が不能になったもの		
その他	面積、被害額		その他敷地への被害により、敷地の使用が不能になったもの			
	その他	内容、被害額	その他、災害等により施設に及んだ被害			
	被害額合計	被害額	建物被害、土地被害、その他被害の被害額の合計			
災害時応急措置	利用者	避難	人数	災害等を避ける又は災害による被害により施設が利用できないため、避難所等に避難した利用者		
		退去	人数	災害等を避ける又は災害による被害により施設が利用できないため、自宅に一時帰宅した利用者		
		入院	人数	災害等を避けるため又は災害による負傷等の治療を行うため入院措置をとった利用者		
		その他	人数	その他、災害等に係る応急措置の対象となった利用者		
	施設	休止	施設数	災害等を避ける又は災害による被害により施設が利用できないため休止した施設		
		その他	施設数	その他、災害等に係る応急措置を行った施設		

【福祉保健施設等被害情報連絡体制図】



※県防災当直への連絡は、福祉保健局等未配備時のみ

福祉保健局等の配備…通常の勤務時間（平日8：30～17：15）及び以下の災害時配備時

- 警報（大雨、洪水、大雪等）の発表
- 洪水予報（注意報、警報）の発表
- 水防警報（出動、指示）の発表
- 地震（震度5弱）の発生
- 土砂災害警戒情報の発表
- 記録的短時間大雨情報の発表
- 台風接近時
- 津波警報の発表
- その他大規模事故等の発生

【被害情報の連絡先（県窓口）】

区 分		連絡先	電話番号	ファクシミリ
福祉保健局等	東部	東部福祉保健事務所	0857-22-5163 (夜間・休日等緊急 連絡先) 080-1633-4050	0857-22-5669
	中部	中部総合事務所 福祉保健局	0858-23-3122	0858-23-4803
	西部	西部総合事務所 福祉保健局	0859-31-9315	0859-34-1392
施設担当課	①保育所（届出保育施設等を含む） ②幼稚園	子育て応援課	0857-26-7150	0857-26-7863
	③児童入所施設	青少年・家庭課	0857-26-7893	
	④民間DVシェルター		0857-26-7869	
	⑤老人福祉施設	長寿社会課	0857-26-7178	0857-26-8127
	⑥介護保険施設		0857-26-7860	
	⑦障害福祉サービス事業所	障がい福祉課	0857-26-7193	0857-26-8136
	⑧医療機関	医療政策課	0857-26-7228	0857-21-3048
	⑨障がい児施設	子ども発達支援課	0857-26-7865	0857-26-8136
	⑩更生保護施設 ⑪その他福祉保健施設	福祉保健課	0857-26-7142	0857-26-8116
	福祉保健局等が 配備していない場合		防災当直	0857-26-7064